

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		社会福祉事業の経営者に対する経営の制限と停止命令
根拠条例・規則等名		社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
条 項		第 72 条
所 管 部 課		福祉局 生活福祉部 生活福祉課（電話：048-829-1844）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>法第 7 2 条に規定する次のいずれかに該当する場合は、社会福祉事業を経営する者に対し、社会福祉事業を営営することを制限し、その停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 届出事項の変更の届出をしなかったとき。</p> <p>(2) 必要な報告の求めに応じず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(3) 検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p> <p>(4) 法第 7 1 条の規定による改善命令に違反したとき。</p> <p>(5) 事業に関し不当に営利を図り、福祉サービスの提供を受ける者の処遇に不当行為があったとき。</p> <p>(6) 福祉サービス契約成立時に必要事項を含む書面交付をしなかったとき。</p> <p>(7) 福祉サービスの内容について、著しく事実に相違する表示をする等の誇大広告を行ったとき。</p>
	設定等年月日	昭和 26 年 10 月 1 日設定 令和 2 年 4 月 1 日最終改正
備 考		